

島根原子力発電所1号機 運転上の制限の逸脱に伴う報告について

島根原子力発電所1号機（沸騰水型、定格電気出力46万キロワット）は、8月3日14時頃、定期試験を行っていたところ、高圧注水ポンプ^{※1}起動直後に、高圧注水系駆動用タービンが自動停止しました。

このため、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限^{※2}を満足していない状態であると判断しました。（8月3日 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第10条第1項（1）②に基づき連絡済）

本件については、本日、原子炉施設の故障による運転上の制限からの逸脱に該当し、原因調査に時間を要することから国への報告対象事象^{※3}であると判断し、国へ報告しました。

今後、原因調査および対策の検討を行います。

※1 高圧注水ポンプ

非常用炉心冷却系の一つであり、冷却水喪失事故時に原子炉へ水を注入する設備。

※2 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限

原子炉施設保安規定では、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足していない状態の時の措置」等が定められている。

高圧注水系が運転上の制限を満足していない状態と判断した場合は、10日以内に正常に動作する状態に復旧しなければならない。

※3 報告対象事象

「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の第十九条の十七において、原子炉の事故故障等があった場合に経済産業大臣に報告することを定めており、第五号において「原子炉施設の故障（原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く）により、運転上の制限を逸脱したとき」をその対象としている。

以上